

< 身だしなみ等の規定 >

(1) 制服等

| 項 目 | 規 定 |
|-----------------|--|
| ブレザー | 1 1月～4月は着用 ※5月～10月は着用しなくても良い |
| ズボン (男子) | 指定品を着用 |
| スカート・スラックス (女子) | 指定品のどちらか一方を着用 |
| ワイシャツ | 無地／白 (半袖も可) |
| ネクタイ・リボン | 指定品を着用 ※正装時は必ず着用 |
| ベスト ・セーター | 着用する場合は指定品のみ |
| ポロシャツ | 5月～10月の「正装」以外の日に着用可。着用する場合は指定品のみ |
| 靴下 | 無地 (ワンポイントは可) / 紺・黒・白 ※冬季：女子黒タイツ・黒レグウォーマーは可 |
| 靴 | 運動靴またはローファー |
| 防寒着 | ○必ずブレザーを着用し、その上に防寒着を着用。 ○コートであること。ジャケット、ジャンパーは禁止 ○ブレザーが隠れる十分な丈があるもの。 ○無地／紺・黒・ダークカラーとする。 ※グレー, キャメル含む |

※ 制服の改造は認めない。

(2) 頭髪等

- カラーリング・脱色・パーマ等の加工は一切禁止とする。
- 化粧 (マニキュアを含む)、ピアス (透明を含む)・ネックレスなどの装着は認めない。

(3) その他

- バイク通学は認めない。
- 自転車通学は許可制とする。